

食糧管理関係について

平成 18 年 3 月 10 日

農 林 水 産 省

【農林水産省】

食糧管理関係

【定員純減に向けた検討の方向】

各業務について、以下の方向で業務の廃止又は抜本的な見直しを行うこと。国の職員が業務を実施する必要がある場合、必要最小限の体制とすること。

- 主要食糧の買入れ、保管、販売等の業務について、原則として全ての業務を対象に廃止・見直し、包括的民間委託

【現時点における検討結果】

- 1 米麦の主要食糧については、平成6年、国の全量管理を定めた食糧管理法を廃止し、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（主要食糧法）の下で、市場原理の導入、流通規制の撤廃を通じて、米麦の流通の合理化等を図ってきた。
- 2 主要食糧法により、米については、供給が大幅に不足する場合における米の売渡命令等の緊急時の措置、天候異変による不作に備えた米の備蓄の運営など、国の業務は、国として最低限担うべきものに限定され、これにあわせて大幅な要員の合理化が行われてきたところである。
- 3 特に、米の備蓄については、民間での十分な取組が期待できないことから、量的には、不作が2年続いても国内需要に対応可能な100万トンを目安として実施するとともに、方法についても、倉庫での保管・管理や倉庫間の運送について民間委託を実施することにより、業務の効率化を図っているところである。
- 4 また、供給の大部分を外国産が占める麦については、安定的な輸入を確保するため、国家貿易により、買入れ、販売等が行われているが、米と同様の方法により、業務の効率化、要員の合理化を図っているところである。
- 5 以上のような制度の見直し、業務の民間委託による効率化にあわせて、要員の大幅な合理化を行っており、具体的には、平成14年度末約6千人いた要員を、10年間で約1/3(約2,000人)に縮減することを目指しているところである(行政減量・効率化方針)。
今後についても、IT化による業務の効率化、業務のアウトソーシング等による見直しを進め、合理化に向けて業務内容を更に精査することとする。

【定員純減に向けた検討の方向】

各業務について、以下の方向で業務の廃止又は抜本的な見直しを行うこと。国の職員が業務を実施する必要がある場合、必要最小限の体制とすること。

- 農産物検査業務について、国が行う検査から民間検査への移行又は公的な資格制度によらない完全な自主検査に移行することとし、国の業務を最小限に限定

【現時点における検討結果】

- 1 農産物検査業務については、食糧管理法の下では、国の職員自らが検査業務を行ってきたが、平成12年の農産物検査法の改正により、平成17年度末までに検査業務を民間に移管することとしたところである。
これにより、検査業務に係る要員についても、前述した行政減量・効率化方針を実施する一環として大幅な縮減を行っているところである。
- 2 しかしながら、民間における検査結果が必ずしも安定していない等の状況にあることが指摘されており、流通業者からは、検査精度の統一が図られるよう、民間検査機関に対する国の指導・監督が求められているところである。
特に、米については、JAS法に基づき、農産物検査を受けたもののみ産地品種銘柄（例：「魚沼産コシヒカリ」）の表示が可能であることから、適正な表示の担保のためには検査水準の維持向上が不可欠である。
- 3 今後においても、米流通に対する消費者・流通業者の信頼を確保する観点から、検査の客観性、公平性、透明性を確保することが必要であり、検査規格に基づく標準品の作製、検査規格改正に必要な調査、民間検査機関の登録に係る事務（申請受理、要件確認等）、検査格付けのクレーム処理、民間登録検査機関の監査、技能確認、立入調査等の業務については、国として最低限実施していくことが必要である。
他方、今後、民間検査機関の検査水準の状況に応じて、これらの国の関与についても見直し、合理化に向けて業務内容を更に精査することとする。

【定員純減に向けた検討の方向】

各業務について、以下の方向で業務の廃止又は抜本的な見直しを行うこと。国の職員が業務を実施する必要がある場合、必要最小限の体制とすること。

- 米穀の生産調整業務について、農業者・農業者団体が主体となった生産調整システムでの需給調整への移行に伴い、原則として地方支分部局における業務を廃止

【現時点における検討結果】

- 1 米の需給調整は、主要食糧法の下では、農業者・農業者団体自らが主体的に取り組むことが原則である。
- 2 しかしながら、農業者等の努力だけでは、国全体の需給状況等を見通すことは困難であることから、国が、国全体の米の需給見通しを策定するとともに、生産者自らが行う需給調整の適正化とその円滑化のための業務を行っている。
- 3 具体的には、法律上定められた事務として、農業者等の作成する生産調整方針について、国全体の需給状況に即しているか、また、他の農業者等の事業活動を不当に制限するものでないか等をチェックするため、国が認定を行っているところである。
また、指導・助言に係る事務として、
需給見通し策定の前提となる産地銘柄ごとの米の需給・在庫状況の把握
消費動向・流通情報及び支援措置等の制度の周知など具体的な情報の提供
地域の需給調整の取組に係る優良事例の紹介、普及
等の業務を行っているところである。
さらに、需給調整は地域における面的な取組を要することから、地域の行政・農業者・農業者団体の組織化や認識共有のための働きかけを行っているところである。
- 4 以上のように、米の需給調整については、法律上定められた国の認定に係る事務のほか、現状では、需給調整の円滑化のために一定の関与が必要である。
他方、現在、米政策の改革を進め、これまでの国による生産目標数量の配分を改め、農業者・農業者団体が自らの経営判断により需要に応じた生産を行うシステムを目指しているところである。今後、このような新たな需給調整システムの定着状況を踏まえつつ、これらの国の関与を見直し、合理化に向けて業務内容について更に精査することとする。

【定員純減に向けた検討の方向】

各業務について、以下の方向で業務の廃止又は抜本的な見直しを行うこと。国の職員が業務を実施する必要がある場合、必要最小限の体制とすること。

- 米麦の生産・流通調査業務について、調査自体の整理・見直し、国の職員による実査の廃止等

【現時点における検討結果】

- 1 米麦等の主要食糧については、それぞれを取り巻く環境の変化に応じて、政策の見直しを進めてきたところである。その際、米麦の生産・流通調査業務についても、政策の見直しにあわせて必要な見直しを行い、調査内容は最低限必要なものに限定してきたところである。
- 2 このうち、米については、農業者等が主体となる新たな需給調整システムにおいて、需給・価格等の情報は農業者等の経営判断の材料となる重要なシグナルとなることから、需給・価格等の情報を対象に調査を行っているところである。
今後においても、新たな需給調整システムの定着状況を踏まえつつ、調査対象の絞り込み等の合理化を検討することとしている。
- 3 他方、調査対象である情報は、生産者、流通業者等の経営内容や消費者の消費動向に踏み込むものであり、経営や生活の機微にかかわるものを含むため、正確な情報の把握のためには、国の職員による調査によらざるを得ない場合があるが、可能なものについては、IT化による業務の効率化、業務のアウトソーシング等による見直しを進め、合理化に向けて業務内容を更に精査することとする。

【定員純減に向けた検討の方向】

各業務について、以下の方向で業務の廃止又は抜本的な見直しを行うこと。国の職員が業務を実施する必要がある場合、必要最小限の体制とすること。

- J A S 巡回指導業務について、都道府県や独立行政法人農林水産消費技術センターの業務内容・権限の整理、包括的な民間委託（調査員の活用）、調査対象の絞込み

【現時点における検討結果】

- 1 J A S 巡回指導業務は、J A S 法に基づき、消費者が食品を選ぶ際の決め手となる食品表示について、その適正性を確保するための業務であり、消費者保護の観点から行われる業務である。
このような業務内容から、食糧管理(主要食糧である米麦の管理)関係業務とは、別部門の業務と整理される。
- 2 特に、当該業務については、B S E や偽装表示事件などにより消費者の食品表示に対する信頼確保が大きな課題となっている中で、
J A S 法に基づく生鮮食品の原産地表示を適正に行っていない店舗の割合が未だ3割に達し、食品表示の適正化を推進する必要性が依然として高いこと
また、J A S 法に基づき、生鮮食品に近い加工食品について原料の原産地表示が義務化されるなど、本業務の調査対象の拡大が求められていること
J A S 巡回指導業務は、J A S 法に基づく立入検査権限を前提として実施するものであり、調査の現場で事業者の故意や過失等を判断し、具体的に指示・公表、指導等の措置を行うかどうかを判断する必要があることから、民間委託になじまず、権力的行政として行う必要があること
食品流通の広域化が進展する一方で、都道府県における食品表示の監視体制にばらつきがあることから、すべてを都道府県に委ねることは、食品表示の適正化に向けた取組について地域ごとの格差が生じるおそれが高いこと
等の理由により、引き続き、国が、常時監視・指導を行い、不正表示の摘発やその改善指導に積極的に取り組むことが必要である。
- 3 他方で、J A S 巡回指導業務については、効率的な調査計画について検討を進めているところであり、更なる業務の効率化について検討することとする。
なお、J A S 巡回指導業務については、前述のとおり食糧管理とは別の業務部門と整理されることから、「地方支分部局等の見直し」の一環として、見直し検討を行うこととする。

【定員純減に向けた検討の方向】

各業務について、以下の方向で業務の廃止又は抜本的な見直しを行うこと。国の職員が業務を実施する必要がある場合、必要最小限の体制とすること。

- 食品価格・需要等調査業務について、調査自体の整理・見直し、国の職員による実査の廃止等

【現時点における検討結果】

1 食品価格・需要等調査業務は、消費者保護等の観点から、食品の価格・需給動向を迅速かつ的確に把握する物価対策としての位置づけを有するものであり、食糧管理（主要食糧である米麦の管理）関係業務とは別部門の業務である。

2 食品の価格変動は大きく、また、家計支出に直結すること等から、消費者を含めた需要者の関心が高い。また、食品の流通が広域化していることから、食品の価格・需給対策は、全国的な見地から行う必要がある。

また、小売価格急騰時のような緊急時においては短期間のサイクルで調査を実施し、信頼性の高い情報を提供し、小売価格高騰に対する社会的不安の沈静化をはかるとともに、行政が講じる価格安定対策の基礎資料として活用しているところである。

なお、価格等に関する情報は、事業者の経営内容に立ち入るものであるため、正確な把握のためには、国の職員の調査によらざるを得ない場合があること、また、調査の実施により、食品の便乗値上げ等に対する抑止効果が期待できることから、国の職員により調査が行われているところである。

3 他方で、調査業務については、ITの進展等を踏まえ、業務の効率化が可能な場合には、更なる効率化を図ることとし、更に業務内容を精査することとする。

なお、食品価格・需要等調査業務については、食糧管理とは別の業務部門と整理されることから、「地方支分部局等の見直し」の一環として検討を行うこととする。

【定員純減に向けた検討の方向】

各業務について、以下の方向で業務の廃止又は抜本的な見直しを行うこと。国の職員が業務を実施する必要がある場合、必要最小限の体制とすること。

- 総務業務について、上記の業務見直しに合った合理化に加え、業務と執行体制の抜本的見直しによる民間委託の推進、官署の統廃合

【現時点における検討結果】

総務関係業務については、上述した業務の見直しや、「電子政府構築計画」に基づく新たなシステムの構築に伴う業務改革の進捗状況を踏まえ、要員の合理化及び執行体制の見直しに向けて更に精査することとする。

【定員純減に向けた検討の方向】

その他、減量・効率化方針（主要食糧業務に係る定員は、平成14年度末の5,900人を向こう10年以内に1/3程度にまで縮減、旧食糧事務所全体の定員に相当する部分については、14年度末定員の8,843人を向こう10年以内に約3,000人削減）を平成22年度までに前倒し実施すること。

【現時点における検討結果】

- 1 食糧管理関係業務については、減量・効率化方針により、他の部門に先駆けて、平成14年度末定員を向こう10年間で約1/3に縮減することを目指し、業務の見直しを進めているところである。
- 2 減量・効率化方針の前倒しについては、これまで述べてきた対応方向に沿って、業務を見直すことにより、前倒しが可能か更に精査することとする。

【定員純減に向けた検討の方向】

その他、定員の大幅な純減に資する抜本的な見直しの方向

【現時点における検討結果】

- 1 主要食糧業務については、「電子政府構築計画」に基づき、総合食料局情報管理システムの最適化を進めており、システムの構築後は、効率的かつ効果的に業務を遂行し、要員の合理化を図ることとしている。
- 2 なお、食糧管理関係業務全般について、業務内容を見直す中で、人員の余剰が生じる場合には、他府省への配置転換等の対応が必要となるが、政府全体としての配置転換円滑化対策が明らかでない。
配置転換等が円滑に進まない場合には、職員の雇用及び労働条件に直結する問題が生ずるおそれがあり、当省としては、実効ある政府全体としての配置転換等円滑化対策が必要と考えている。

主要食糧業務の改革

1. 主要食糧における国の役割

米麦は国民の主食として、不測の事態でも安定的に供給することが必要であり、食料の安全保障の見地から、国が責任を持って備蓄等を実施することが必要（緊急時対応も法定）。

また、国内農業、国民生活における米麦の重要性を踏まえ、WTO交渉においては引き続き国自らが米麦の輸入を行う国家貿易体制維持を実施しているところ。

もし国の主要食糧業務がなくなったら...

① 備蓄制度 ⇒ 米：平成5年（作況74）のような大不作となれば、国内産米志向が強い消費者が国内産米を求めて店舗に集中し、大きな混乱が生じる。

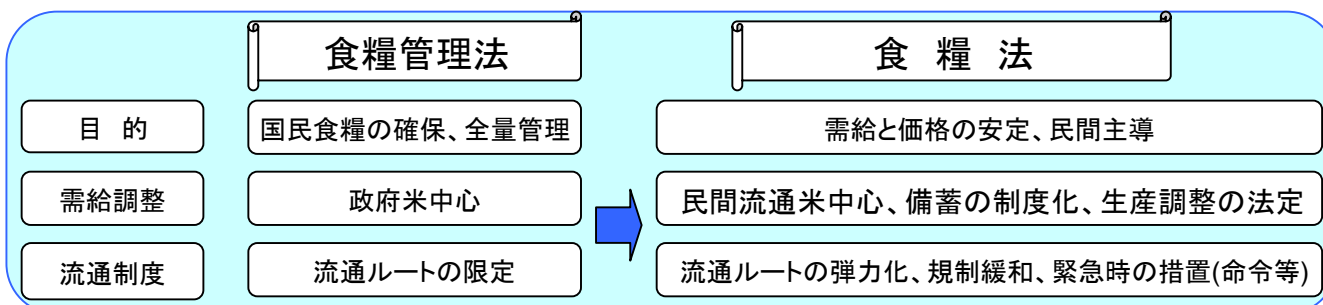
国家貿易制度 ⇒ 麦：国自らが輸入しない場合、国家貿易で行っている主要輸出国等と対等な立場で貿易交渉が行えず、安定的な輸入が図れない。

② 生産調整 ⇒ 生産調整への国の関与がない場合、現状では過剰生産から米価格が下落し、特に米を中心とする大規模農家である担い手の所得が確保できず、国内農業が衰退。

③ 検査制度 ⇒ 国の関与が全くない場合、現状では全国流通する米麦の規格が不統一となり、流通業者等に混乱を招くとともに、JAS表示の適正な担保が図れない。

2. 主要食糧に関する制度の変革

(1) 原則、国が全量管理していた食糧管理法（昭和17年～）については、平成6年、これを廃止し、市場原理の導入、規制緩和等を目的として、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（以下「食糧法」という。）を制定した。



(2) 米政策改革大綱(H14)

需要に応じた米づくりの推進を通じて水田農業経営の安定と発展を図るため、平成14年に米政策改革大綱を制定し、これに基づき、平成16年、生産、流通における規制緩和を目的として食糧法を改正。

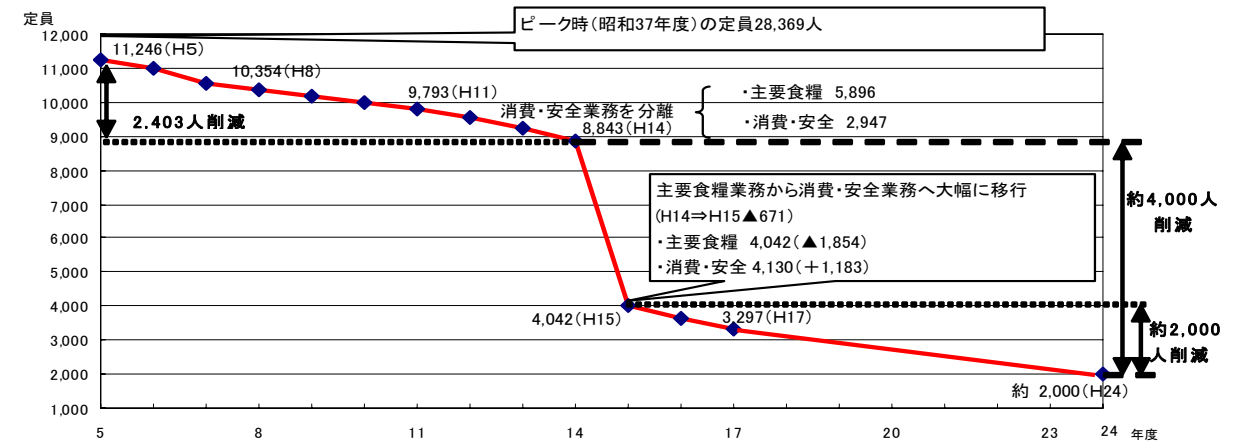
- ① 生産調整 国による生産目標数量配分 ⇒ 国が提供する情報に基づき農業者等が主体的に実施
- ② 流通制度 計画流通制度 ⇒ 廃止(原則自由)

(3) 農産物検査については、国の職員が検査業務を行ってきたが、平成12年の農産物検査法の改正により、平成17年度末をもって検査の実施主体を国から民間に移管したところ。

- ① 検査実施主体 国 ⇒ 民間登録検査機関
- ② 検査実施者 国の検査官 ⇒ 民間検査員

3. 定員の大幅な合理化

主要食糧業務に係る地方組織の定員については、ピーク時28,369人から大きく削減し、さらに、平成15年に食の安心・安全部門の強化を図るため、消費・安全業務を分離し、併せて主要食糧業務に係る定員を平成14年度末約6,000人の1/3に縮減するスリム化計画を実施中（平成24年度末約2,000人）。



4. 今後の主要食糧業務の更なる改革

主要食糧業務については、これまでのスリム化計画に加えて、

- ・農業者団体等が主体的に行う生産調整の推進
- ・業務内容の見直し(アウトソーシング等)による合理化
- ・主要食糧の備蓄、売買等の手続に係るシステムの最適化による効率化等による更なる合理化に向けて、業務内容を精査中である。

参 考 资 料

食糧管理関係の業務概要

< 主要食糧部門 > 約3,300人

備蓄運営（買入、売却、保管） 国家貿易等 約1,000人

- ・ 主要食糧法に基づき、国民の主食であり、国内農業の重要な農産物である米について、天候異常による不作に備え、100万トンを目安とした備蓄の運営（政府備蓄米の買入れ（16年産米37万ト）及び売渡しを実施（保管、運送等は民間委託））。
また、大幅な供給不足となる場合、生産者への売渡命令、配給等の緊急措置を実施。
- ・ 国家貿易により国内需要に基づいた外国産麦の買入れ（646万ト）・売渡し等を実施（輸入業務は民間委託）。

農産物検査 約400人

- ・ 農産物検査については、平成17年度末までに検査業務を民間に移行するが、全国的な検査精度の統一を通じて現物確認しない規格取引による円滑な流通を図るため、検査規格に基づく標準品の作製、民間検査機関（1,428機関）登録検査員（12,856人）に対する指導・監督、クレーム処理等を国が実施。
また、米については、農産物検査法に基づく証明を受けたもののみが、JAS法の産地・品種・産年の表示が可能となるため、検査技術水準の維持を国が指導。

米穀の生産調整等 約800人

- ・ 国全体の需給見通し及び都道府県別の需要見通し・生産目標数量を策定し、併せて、需給状況、消費動向、流通情報及び支援措置等の制度の周知。
- ・ 地域の水田農業ビジョンの策定等を行う地域水田農業推進協議会（2,235協議会）への参加・助言。
- ・ 生産者・JA等が策定する生産調整方針について、国全体の需給状況等

を踏まえて国が認定を行うため、これに伴う生産調整方針の作成・適正な運用に係る助言・指導（方針作成者1,934者）。

- ・ 生産者経営安定対策として、稲作所得基盤確保対策（加入者97万人）の助成に関する事務。
- ・ 豊作による過剰米を市場流通から隔離する集荷円滑化対策（加入者138万人）における区分保管状況の確認。
- ・ その他、米麦の消費拡大を図るための普及・啓発等を実施。

米麦の生産・流通調査 約600人

- ・ 国全体の米の需給見通し等の作成、米の需給調整の円滑な推進に必要な情報提供等を通じて、主要食糧の需給・価格の安定を図るため、生産、流通、消費の状況に関する各種の調査を行う。
- ・ 具体的には、米麦の出荷等に関する基本調査（対象217万農家）、米穀の作付見込調査（対象17,000農家等）、米の消費動向調査（対象：生産世帯1,690世帯、消費世帯6,600世帯）、在庫調査（生産者8,310、流通業者1,914）等を実施。

管理部門 約500人

在職状況

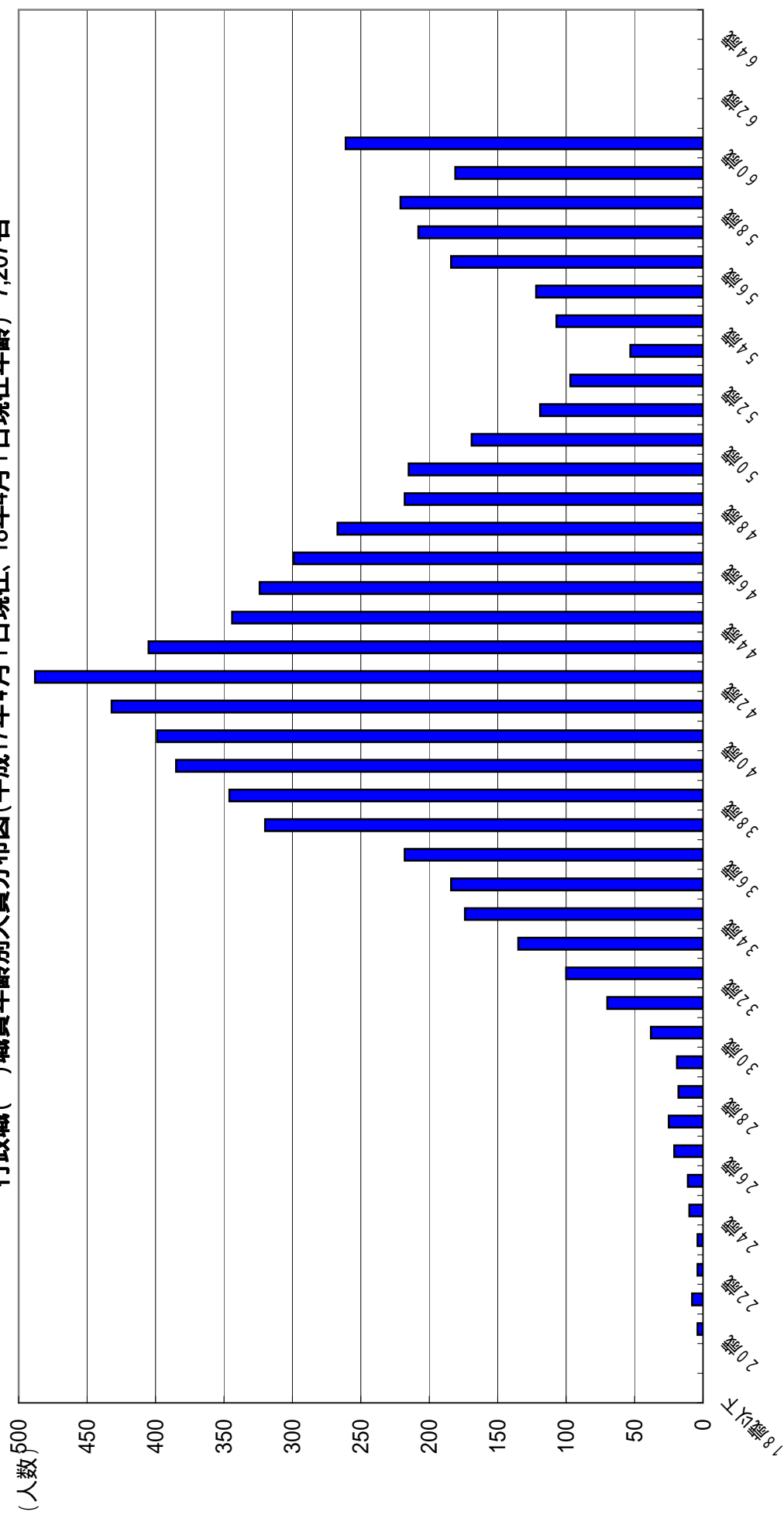
様式

	実員数
18歳以下	0
19歳	0
20歳	4
21歳	8
22歳	4
23歳	4
24歳	10
25歳	11
26歳	21
27歳	25
28歳	18
29歳	19
30歳	38
31歳	70
32歳	100
33歳	135
34歳	174
35歳	184
36歳	218
37歳	320
38歳	346
39歳	385
40歳	399
41歳	432
42歳	488
43歳	405
44歳	344
45歳	324
46歳	299
47歳	267
48歳	218
49歳	215
50歳	169
51歳	119
52歳	97
53歳	53
54歳	107
55歳	122
56歳	184
57歳	208
58歳	221
59歳	181
60歳	261
61歳	0
62歳	0
63歳	0
64歳	0
計	7207

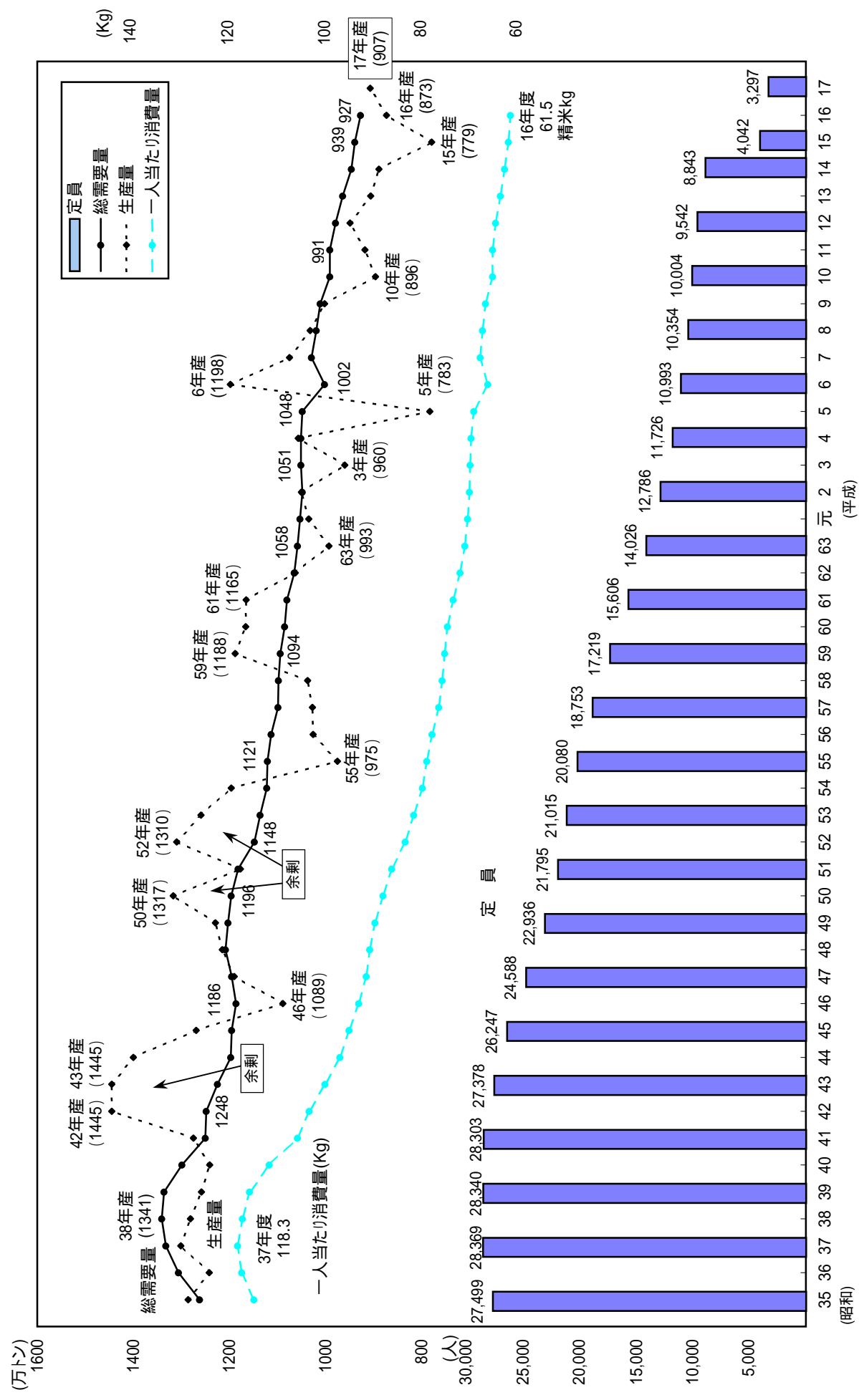
府省名	農林水産省
対象事項名	食糧管理(主要食糧)関係 + 消費安全関係
年	17年

総務部門の人員が分離できないため、主要食糧部門と消費安全部門の合計数である。

地方農政局(食糧部及び消費・安全部地域課)、地方農政事務所、北海道農政事務所 合計
 行政職(一)職員年齢別人員分布図(平成17年4月1日現在、18年4月1日現在、7,207名)



米の全体需給の動向と定員の推移（昭和35年～）



注1: 米の総需要量および一人当たり消費量は食料需給表による。
 注2: 生産量は、水稲と陸稲の計である。

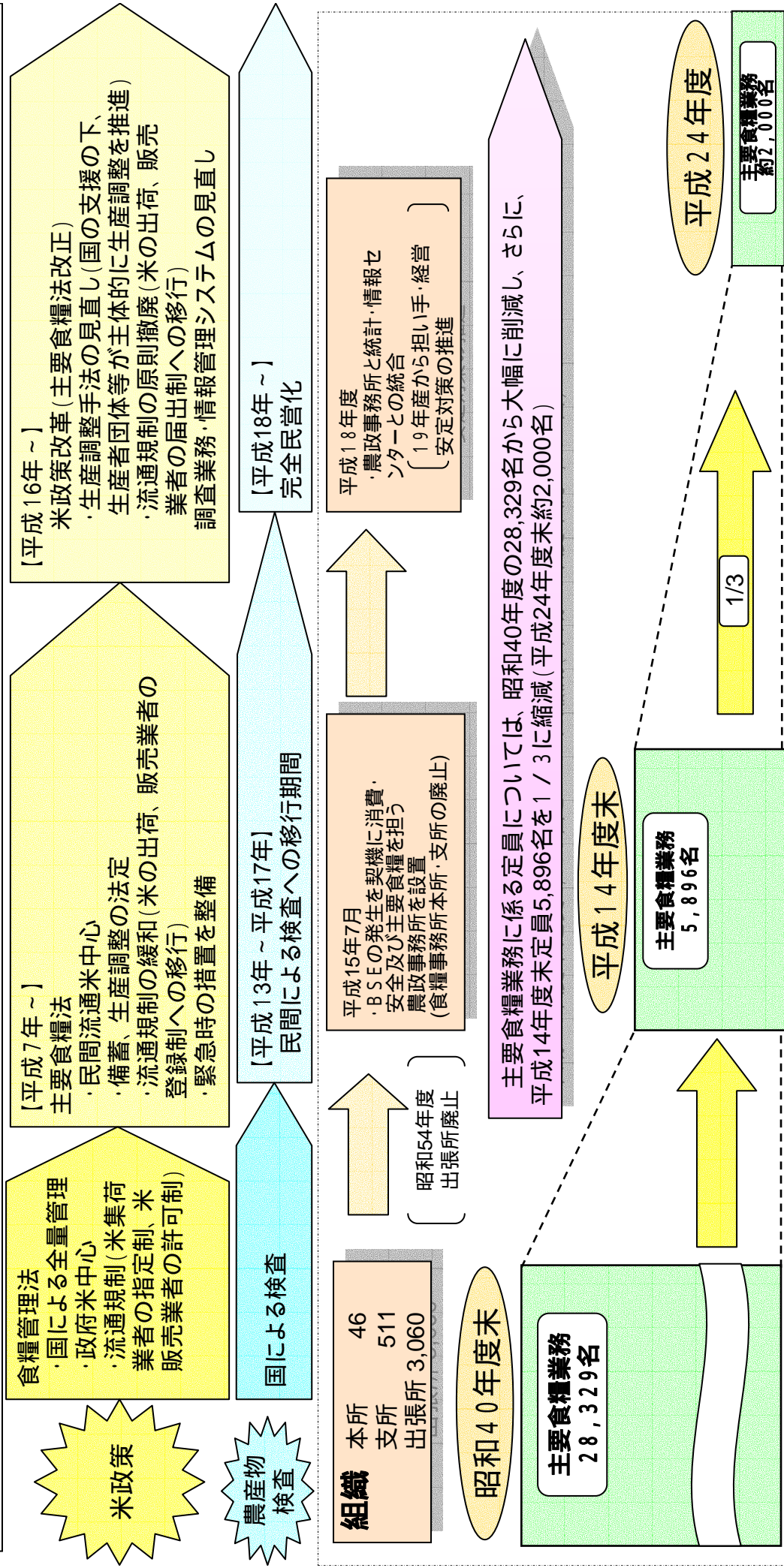
これまでの業務及び組織・定員の減量・効率化に向けた取組状況

米麦は国民の主食であり国民への安定供給の確保は国の重要な役割。一方で、食糧制度は、米麦を巡る環境の変化に対応し、規制緩和等の累次の制度改革を実施。

主要食糧業務については、上記の制度改革に合わせ、業務内容及び組織・定員を減量・効率化。

(地方農政事務所は、従来の主要食糧業務から、消費者の要請の強い消費・安全業務に大きくシフト)

また、地方農政事務所は、農政改革の最重要課題である品目横断的経営安定対策への転換など、今後の担い手・経営安定対策の推進に不可欠。



各国の主要食料備蓄制度の概要

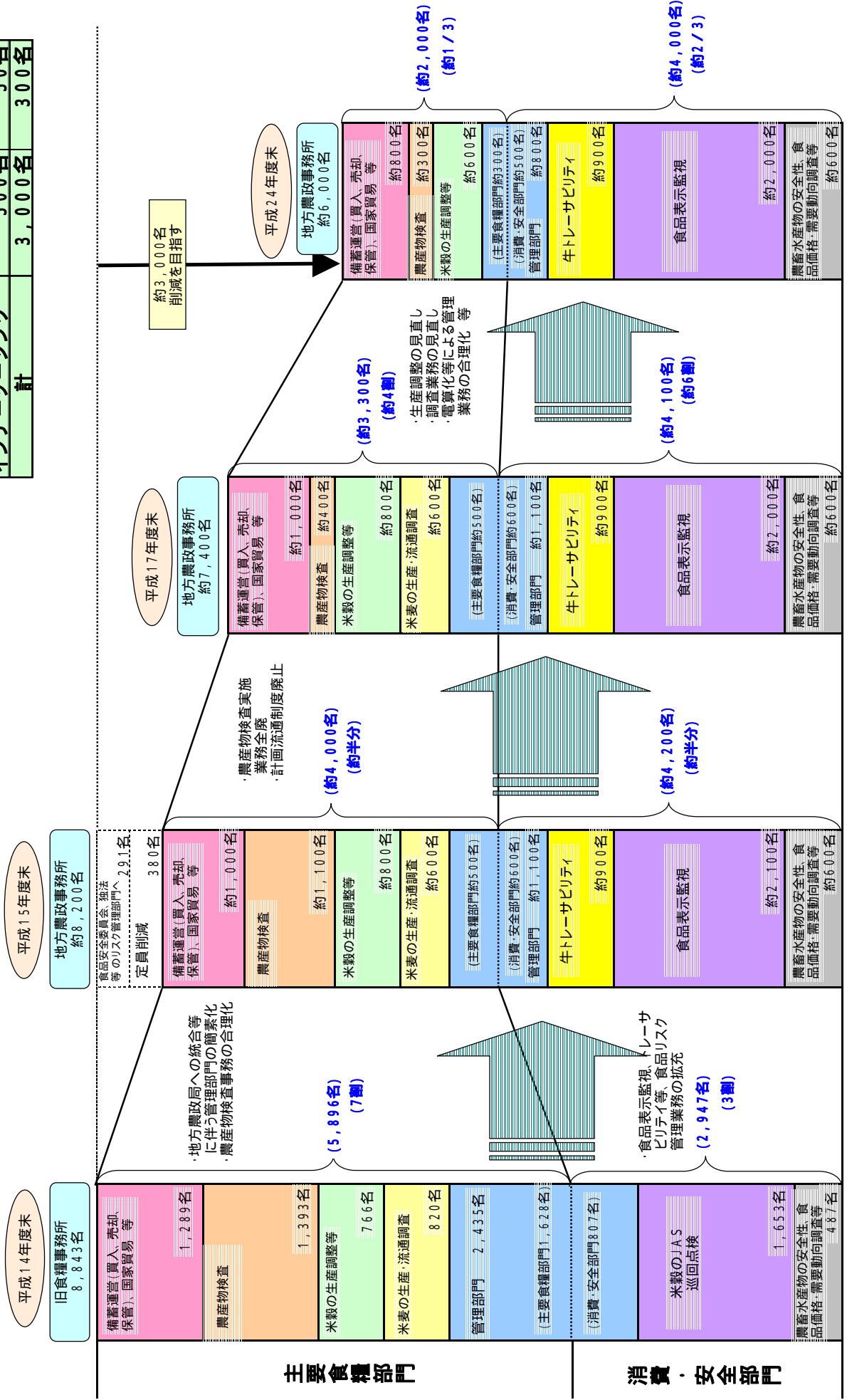
国	ドイツ	スイス	フィンランド	EU	中国	韓国	台湾	アメリカ
概要	<ul style="list-style-type: none"> 国家穀物備蓄(パン用小麦等)、民間有事備蓄(米、粉ミルク、砂糖等)等による公的備蓄。 家庭内備蓄(14 日程度)の奨励。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定物資を輸入する者、生産者、加工業者、国内流通の第一段階を担う業者に、平均 4 か月の備蓄を義務付け。 家庭内備蓄の推奨。 	<ul style="list-style-type: none"> 有事において、食料が供給可能な体制を維持するために政府が穀物、種子等を備蓄。 その他、民間備蓄を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 主要農産物(穀物、砂糖、乳製品、牛肉等)について、EUの介入機関が買入れを行い在庫として保管。 	<ul style="list-style-type: none"> 中国の食料公共備蓄は、中央食糧備蓄及び地方食糧備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> 国が米及び大麦を備蓄。 	<ul style="list-style-type: none"> 米の備蓄を実施。輸入米の2/3を国家貿易で輸入し、一部を備蓄する。 小麦は1.5ヶ月分の備蓄を保有。 	<ul style="list-style-type: none"> 開発途上国の援助用穀物を備蓄。
備蓄方式	<ul style="list-style-type: none"> 国家穀物備蓄、民間有事備蓄等の公的備蓄。 備蓄された穀物等は入札等により一般市場に売却。 	<ul style="list-style-type: none"> 政府と関係業界による共同備蓄を実施。 一定期間の備蓄の後、食用又は飼料用として市場で販売。 家庭内備蓄の奨励。 	<ul style="list-style-type: none"> 国家緊急供給庁による備蓄(ローテーション)による備蓄の更新)を実施。 放出された穀物は国内市場等で売却。 	<ul style="list-style-type: none"> EUから委託を受けた各国政府機関が保管。 砂糖、乳製品、牛肉については民間在庫助成も実施。また、豚肉、オリーブ油等については民間在庫のみを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 中央備蓄 中央政府の権限で、中央備蓄食糧管理総会社が買付け、管理を行う。 地方備蓄 地方政府の権限で、地方食糧局が買付け、管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 政府が保管。 古い米を優先的に売却。主食用として比較的新しい米についても需給を勘案して売却。 	<ul style="list-style-type: none"> 国家備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> 商品金融公社(CCC)による備蓄。 CCCには事務担当職員はおらず、事業運営は全て農務省により行われている。
予算・経費等	<ul style="list-style-type: none"> 連邦予算からの支出 備蓄関係予算(連邦穀物備蓄と民間有事備蓄の合計額) 04年12,935千-I-I(約17.1億円) 	<ul style="list-style-type: none"> 民間企業からの資金提供(輸入ライセンスの交付条件)及び消費者負担(保管コストを小売価格に転嫁)。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全保障税(ガソリン、石炭・電気に課税)を財源 備蓄コスト：麦全体で1,250 ~ 1,350 万マルカ(約2.8 ~ 3.0 億円) 	<ul style="list-style-type: none"> EU予算(農業指導保証基金)より、買入れ、在庫の経費等を支出。 (2003年)買入れ予算142 億ユーロ(約1兆8,819 億円) 	<ul style="list-style-type: none"> 中央財政 が支出、地方備蓄費用は中央及び地方が共同で設立する食糧リスク基金が支出。 	<ul style="list-style-type: none"> 農林部予算(2002年度)12,382 億ウォン(約1,236 億円) 	<ul style="list-style-type: none"> 国家予算からの支出 米の買上げ費用及び金 利倉敷料として、毎年約100 億元(約335 億円) 	
管理主体(担当部署)	<ul style="list-style-type: none"> 国(連邦消費者保護・食料・農業省(Bundesministerium für Ernährung, Landwirtschaft und Verbraucherschutz)) 	<ul style="list-style-type: none"> 国(国家経済供給連邦事務局(Bundesamt für wirtschaftliche Landesversorgung)) 	<ul style="list-style-type: none"> 国(フィンランド商工省(KAUPPA-JA-TEOLLISUUS-MINISTERIO)) 	<ul style="list-style-type: none"> EU(各国政府機関) 	<ul style="list-style-type: none"> 国(中国国家糧食局(State Grain Administration)) 	<ul style="list-style-type: none"> 国(農林部(Ministry of Agriculture and Forestry)) 	<ul style="list-style-type: none"> 国(行政院農業委員会(Council of Agriculture, Executive Yuan)) 	<ul style="list-style-type: none"> 国(農務省(Farm and Foreign Agricultural Services))
備蓄品目、数量等	<ul style="list-style-type: none"> 公的備蓄 連邦穀物備蓄 パン用、飼料用穀物を備蓄。 民間有事備蓄 加工済調理用品の形で備蓄。現在は、その原料として米、粉ミルク、砂糖の混合食品を備蓄。 	<ul style="list-style-type: none"> 基礎的食物(砂糖、米、食用油、コーヒー)、パン用穀物、製粉用穀物、家畜飼料、肥料。 	<ul style="list-style-type: none"> 食用麦は1年分、飼料用麦は半年分の供給を目標。 備蓄品目及び数量 食用穀物(40万トン)、飼料用穀物(7万トン)、種子用穀物(8万トン)、油脂用種子(3万トン)、牧草種子(9千トン)、その他生産に必要な中間材等。 	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄対象品目 穀物、砂糖、乳製品、牛肉等 	<ul style="list-style-type: none"> 主要品目は小麦、米等。 	<ul style="list-style-type: none"> 米 目標数量は年間消費量の17%、705千トン 	<ul style="list-style-type: none"> 米 需要量の3ヶ月分(40万トン；初ベース) 	<ul style="list-style-type: none"> 対象穀物 ：小麦、とうもろこし、ソルガム、米 ・備蓄限度数量 ：400万トン
備蓄実績	<ul style="list-style-type: none"> 国家機密のため、実績は不明。 	<ul style="list-style-type: none"> 義務備蓄月数 砂糖：4か月 米：4か月 食用油：4か月 コーヒー：3か月 硬質小麦：4か月等。 		<ul style="list-style-type: none"> 穀物期末在庫(2002/2003)4,280万トン うち介入による在庫1,370万トン 	<ul style="list-style-type: none"> 2001年度末1,335千トン(10月末) 2002年度末1,498千トン(10月末) 	<ul style="list-style-type: none"> 2003年9月末現在 国産米67万トン(初ベース) 輸入米8万トン(初ベース) 	<ul style="list-style-type: none"> 小麦200万トン(2002年末) 	
保管方法	<ul style="list-style-type: none"> 民間倉庫を借り上げ保管。 	<ul style="list-style-type: none"> 分散方式 	<ul style="list-style-type: none"> 民間の倉庫を利用して保管。 	<ul style="list-style-type: none"> 各国による保管 	<ul style="list-style-type: none"> 形式 包装保管、バラ保管 	<ul style="list-style-type: none"> 政府が農協、民間の倉庫を借り上げて保管。 	<ul style="list-style-type: none"> 政府が農協及び民間倉庫会社に委託して保管。 	<ul style="list-style-type: none"> 商品金融公社(CCC)が民間の倉庫を借り上げて保管。
備蓄の放出等	<ul style="list-style-type: none"> 旧在庫は入札等により一般市場に売却。 	<ul style="list-style-type: none"> 新品と保管品を混ぜる等の処理を行い市場で販売 	<ul style="list-style-type: none"> 食用麦は5年に1回、1/5ずつローテーションにより国内消費向けに放出。 	<ul style="list-style-type: none"> 入札による国内市場、輸出向けの売却の他、一部は食料援助用として放出。 	<ul style="list-style-type: none"> 公開入札販売又は随意契約販売。 	<ul style="list-style-type: none"> 軍・官需用及び農産物の価格安定(穀物価格調節)のため必要時に放出。 	<ul style="list-style-type: none"> 保存期間、米の需給事情等に応じ、ローテーションで売却。 	<ul style="list-style-type: none"> アフリカ、中東、アジア及びコーサス地域への緊急食料援助として放出。

注) 既存資料、web 上で取得した情報、その他の情報等により取りまとめたもので、時点、定義等は一致しない。

主要食糧業務のスリム化と消費・安全業務の強化 (旧食糧事務所の再編と定員のスリム化)

具体的な削減の手法

期間中の計	年平均
退職不補充	2,500名
インナーソーシング	500名
計	3,000名



消費・安全関係の業務概要

消費・安全関係 約4,100人

牛トレーサビリティ 約900人

- ・ 牛肉トレーサビリティ法に基づく牛の個体識別情報の適正な管理及び伝達を徹底するため、以下の業務を実施。

牛の管理者等の義務(耳標の装着、牛の出生・異動の届出等、平成15年12月1日施行)の履行状況の立入検査等(定期検査:6,589件、臨時検査17,946件、電話指導等26,644件)

食肉販売業者等の義務(個体識別番号の表示、帳簿の備付け、平成16年12月1日施行)の履行状況の立入検査(16年度は食肉販売業者等に対して、資料の作成・配布(冊子2種類14万部、パンフレット2種類18万部)、ダイレクトメール(約8万件)、説明会の開催(500回以上)、電話及び個別訪問により義務内容の周知・指導)

食品表示監視 約2,000人

- ・ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)に基づく適正な品質表示を徹底するため、以下の業務を実施。

生鮮食品の小売店舗等における表示調査(初回調査:小売店舗36,947店舗、中間流通業者3,643事業所)

特定のテーマを決め集中的に実施する特別調査(初回調査:小売店舗11,849店舗、中間流通業者3,639事業所)

有機農産物の表示実施状況等の調査(444生産者)

食品表示110番相談対応(14,598件)

不正な表示が疑われる業者に対する立入検査(2,422件) 等

農畜水産物の安全性、食品価格・需要動向調査等 約600人

- ・ 農産物に含まれる有害化学物質の含有実態調査関係業務
- ・ 農薬取締法に基づく農薬製造者・販売者・使用者に対する取締業務
- ・ 肥料取締法に基づく肥料生産者・販売業者等に対する取締業務
- ・ 食品価格・需要動向調査

食品の価格、販売状況等の変化に関する情報を、食品の製造業者、販売業者等から毎月収集(製造卸732件、小売店57,336店)

食品価格の高騰時又はその高騰が見込まれるときにおける機動的な価格監視(27,364店)

等

管理部門 約600人

業務指標については16年度実績。

JAS巡回指導業務等について

もし、国のJAS巡回指導業務がなくなると

- ・不適正表示への監視が行き届かず、適正表示の実現が難しくなり、食品表示に対する消費者の信頼が失われる
- ・不正表示事件に対する迅速な現地対応が困難となり、違反業者の摘発が難しくなる

～ JAS巡回指導業務の内容～

- ・全国約53万の小売店舗や事業所を対象とした日常的な表示実施状況調査や消費者の関心等を踏まえて選定した特定の品目について真正性の確認調査を実施
- ・食品の表示偽装が疑われる業者に対する立入検査や任意調査の実施 等

もし、国の食品価格・需給動向調査がなくなると

- ・国の職員による調査の実施により、食品の便乗値上げ等に対する抑止効果が期待できるが、そのような効果が期待できなくなる
- ・価格高騰時に価格動向を迅速に把握・公表する手段が失われ、価格高騰に対する迅速・的確な対応ができなくなる

～ 食品価格・需給動向調査業務の内容～

- ・全国271都市約4900店舗で、食品の小売価格、価格動向の調査を毎月実施し、価格対策に活用するとともに、翌月の価格動向を公表
- ・価格高騰時には、全国470店舗で対象食品の小売価格の調査を毎週実施し、結果を公表 等

～ 今後の更なる効率化に向けて～

- ・JAS巡回指導業務については、効率的な調査計画について検討を進め、更なる業務の効率化を検討
- ・食品価格・需給動向調査については、業務内容を精査し、更なる効率化を検討